

令和元年10月1日

指定給水装置工事事業者 各位

石巻地方広域水道企業団
企業長 亀山 紘
(公 印 省 略)

水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者更新制度の導入について (通知)

平素、当企業団の水道事業にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日から指定の更新制が導入されました。この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となりますので、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認のうえ、期間内での手続きをお願いいたします。

1 有効期間

当企業団から指定を受けた日	初回更新までの期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日

2 申請時に必要な提出書類

新規指定申請と同様の書類提出となります。

詳しくは、企業団ホームページ等で確認願います。

3 更新手数料

7,000円

4 その他

初回更新については、別途定める受付期間の1か月前に対象者に対して通知します。

通知には提出書類の種類、更新手数料、受付期間及び受付方法等について記載する予定です。

5 更新制度に関する問い合わせ先

石巻地方広域水道企業団

担当：給水課給水係 電話0225-95-6711